# 四国地方整備局で初となる
# 河川のパートナー９団体を指定！

昨年６月に「水防法及び河川法の一部を改正する法律」が公布され、この中で河川協力団体制度が創設されました。

河川協力団体制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うＮＰＯ等の民間団体を支援するものです。

これを受け、平成２６年２月から四国地方整備局が管理する直轄河川管理区間について、「河川協力団体」の募集・審査を行い、９団体を指定いたしました。

今後は、活動実施計画書に基づき、河川のパートナーとして、活動いただくことにより、地域の実情に応じた多岐わたる河川管理の充実に寄与することを期待します。

■管内の指定状況はホームページでもご確認頂けます。
http://www.skr.mlit.go.jp/kasen/data/kasenkyoryokudanntai.pdf

平成２６年４月２４日

国 土 交 通 省 四 国 地 方 整 備 局

お　問　い　合　わ　せ　先
国土交通省 四国地方整備局 河川部 河川管理課
ＴＥＬ：０８７－８１１－８３２０（代）
河川管理課長：森長　稔（内線 3751）
○洪水予測専門官：岡林　福好（内線 3522）
○：主たる問い合わせ先

# 河川協力団体制度の概要

「水防法及び河川法の一部を改正する法律」
により、河川協力団体制度が創設されました。

**河川法**
第58条の8　（河川協力団体の指定）
第58条の9　（河川協力団体の業務）
第58条の10　（監督等）
第58条の11　（情報の提供等）
第58条の12　（河川協力団体に対する河川管理者の許可等の特例）

## ■河川協力団体制度とは、どんな制度か。

◆ 河川協力団体制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行う民間団体等を支援するものです。

◆ 河川協力団体としての活動を適正かつ確実に行うことができると認められる法人等が対象となり、河川管理者に対して申請を行います。
　申請を受けた河川管理者は、適正な審査のうえ、河川協力団体として指定します。

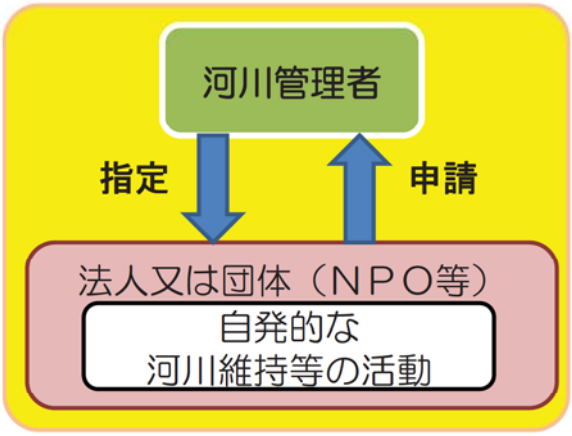


## ◆河川協力団体は、以下のような活動を行います。

**河川法**　第58条の9　　河川協力団体は、当該河川協力団体を指定した河川管理者が管理する河川について、次に掲げる業務を行うものとする。

①河川管理者に協力して行う河川工事又は河川の維持

河川敷清掃

ビオトープの整備

②河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供

船による監視

シンポジウムの開催

③河川の管理に関する調査研究

外来種調査

鳥類調査

④河川の管理に関する知識の普及及び啓発

マイ防災マップづくり

安全利用講習

⑤上記に附帯する活動

## ■河川協力団体に指定されると、どんなことが変わるの

**河川法** 第58条の12 （河川協力団体に対する河川管理者の許可等の特例）

河川協力団体が第58条の9各号に掲げる業務として行う国土交通省令で定める行為についての第20条、第24条、第25条後段、第26条第1項、第27条第1項及び第34条第1項（第24条及び第25条後段の許可に係る部分に限る。）の規定の適用については、河川協力団体と河川管理者との協議が成立することをもって、これらの規定による許可又は承認があったものとみなす。

◆許認可等の簡素化
河川協力団体が活動するために必要となる河川法上の許可等について、河川管理者との協議の成立をもって足りることとなります。

- 工事等の実施の承認（法第20条）
- 土地の占用の許可（法第24条）
- 土石以外の河川産出物の許可（法第25条後段）
- 工作物の新築等の許可（法第26条第1項）
- 土地の掘削等の許可（法第27条第1項）
- 権利の譲渡の承認（法第34条第1項（第24条及び第25条後段の許可に係る部分に限る。））

例） 河川法第24条、第26条の許可が必要

市民団体による看板設置事例（太田川）

市民団体による活動拠点の整備事例（佐波川）

**河川法** 第99条（地方公共団体等への委託）

河川管理者は、特に必要があると認めるときは、政令で定める河川管理施設の維持又は操作その他これに類する河川の管理に属する事項を関係地方公共団体又は当該事項を適正かつ確実に実施することができると認められる者として国土交通省令で定める要件に該当するもの（次項において「地方公共団体等」という。）に委託することができる。

※ 河川管理者から河川管理施設の維持、除草等の委託を受けることも可能となります。委託先については、公募等の適正な手続きを経て選択を行う予定です。

【現行】地方公共団体にのみ委託可能 → 拡大 → 【法改正後】国土交通省令で定める要件に該当するものに委託可能

《委託の例》

①「河川管理施設の維持」
例）堤防上の草刈り

堤防除草

②「その他これに類する河川の管理に属する事項」
例）河川敷の掘削、魚道の改良

ビオトープの整備

魚道の改良

## ■四国地方整備局における「河川協力団体」の状況

| 指定番号 | 指定年月日 | 法人等の名称 | 住所、事務所の所在地 | 水系名 | 河川名 | 業務を行う河川の区間 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 上流端 | 下流端 |
| 国（四国地方整備局）第１号 | 平成26年度4月24日 | AMEMBO | 徳島県美馬市美馬町字銀杏木76番地2 | 吉野川 | 吉野川 | 左岸：吉野川　国管理区間上流端（77k690） | 左岸：吉野川　国管理区間下流端（40k200） |
| | | | | | | 右岸：吉野川　国管理区間上流端（77k690） | 右岸：吉野川　国管理区間下流端（40k200） |
| 国（四国地方整備局）第２号 | 平成26年度4月24日 | 阿波バラス　株式会社 | 徳島県吉野川市鴨島町鴨島151番地の1 | 吉野川 | 吉野川 | 左岸：吉野川　国管理区間上流端（36k0） | 左岸：吉野川　国管理区間下流端（25k400） |
| | | | | | | 右岸：吉野川　国管理区間上流端（36k0） | 右岸：吉野川　国管理区間下流端（25k400） |
| 国（四国地方整備局）第３号 | 平成26年度4月24日 | 社会福祉法人　悠林舎シーズ | 徳島県阿南市上中町南島15-1 | 那賀川 | 那賀川 | 左岸：－ | 左岸：－ |
| | | | | | | 右岸：那賀川　国管理区間上流端（８ｋ０） | 右岸：那賀川　国管理区間下流端（７k0） |
| 国（四国地方整備局）第４号 | 平成26年度4月24日 | 株式会社　協和土建 | 香川県丸亀市川西町北408番地1 | 土器川 | 土器川 | 左岸：土器川　国管理区間上流端（7k780） | 左岸：土器川　国管理区間下流端（5k730） |
| | | | | | | 右岸：－ | 右岸：－ |
| 国（四国地方整備局）第５号 | 平成26年度4月24日 | 株式会社　清田建設 | 香川県仲多度郡まんのう町真野308-3 | 土器川 | 土器川 | 左岸：土器川　国管理区間上流端（13k400） | 左岸：土器川　国管理区間下流端（12k800） |
| | | | | | | 右岸：土器川　国管理区間上流端(14k750) | 右岸：土器川　国管理区間下流端（14k550） |
| 国（四国地方整備局）第６号 | 平成26年度4月24日 | 株式会社　岩崎建設 | 香川県丸亀市土器町西1丁目681番地 | 土器川 | 土器川 | 左岸：土器川　国管理区間上流端（4k850） | 左岸：土器川　国管理区間下流端（3k520） |
| | | | | | | 右岸：－ | 右岸：－ |
| 国（四国地方整備局）第７号 | 平成26年度4月24日 | 横田建設　株式会社 | 香川県丸亀市城東町1丁目4番1号 | 土器川 | 土器川 | 左岸：土器川　国管理区間上流端（3k520） | 左岸：土器川　国管理区間下流端(1k700) |
| | | | | | | 右岸：土器川　国管理区間上流端（3k570） | 右岸：土器川　国管理区間下流端(1k620) |
| 国（四国地方整備局）第８号 | 平成26年度4月24日 | 重信川の自然をはぐくむ会 | 愛媛県松山市文京町3番 | 重信川 | 重信川 | 左岸：重信川　国管理区間上流端（17k200） | 左岸：重信川　国管理区間下流端（0k） |
| | | | | | | 右岸：重信川　国管理区間上流端（17k200） | 右岸：重信川　国管理区間下流端（0k） |
| | | | | | 石手川 | 左岸：石手川　国管理区間上流端（3k300） | 左岸：石手川　国管理区間下流端（0k） |
| | | | | | | 右岸：石手川　国管理区間上流端（3k300） | 右岸：石手川　国管理区間下流端（0k） |
| 国（四国地方整備局）第９号 | 平成26年度4月24日 | 株式会社　西日本科学技術研究所 | 高知県高知市若松町9番30号 | 仁淀川 | 仁淀川 | 左岸：仁淀川　国管理区間上流端（14k920） | 左岸：仁淀川　国管理区間下流端（0k） |
| | | | | | | 右岸：仁淀川　国管理区間上流端（14k900） | 右岸：仁淀川　国管理区間下流端（0k） |